

北陸地方整備局との意見交換会意見・要望 (R2. 12. 8)

1. 安定的・持続的な公共事業予算の確保について

「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」により、新潟県においても防災・減災対策が着実に進捗しています。しかし、昨年10月の台風19号では、本県で初めて上越地域に大雨特別警報が発令されるなど記録的な大雨となり、信濃川や阿賀野川などが一部氾濫するとともに、信濃川大河津分水路の水位が観測史上最高を記録し一時は緊迫した状況となるなど、改めて抜本的な国土強靱化の必要性が再認識されたところです。

また、地域建設業を取り巻く環境は、首都圏と地方との事業量の地域間格差や企業間格差の拡大が続くとともに、県内においても地域により受注状況に偏りが見られる現状にあるなど、依然として厳しい状況にあります。

さらに、新型コロナウイルス感染拡大により国内景気は極めて厳しい状態にあり、民間投資の冷え込みが強く懸念されることから、経済対策の面からも公共事業予算の増額は不可欠と思われまます。

つきましては、「3か年緊急対策」に引き続き、令和3年度以降も中長期視点に立って、防災・減災・国土強靱化やインフラの老朽化対策などの社会資本整備に向けて、安定的・持続的な公共事業予算を確保してくださるようお願いします。

- 防災・減災・国土強靱化対策の更なる推進と民間需要を喚起し景気回復を図るためにも今年度の大型補正予算編成と令和3年度当初予算における公共事業予算の増額確保をお願いするとともに、新潟県に係る公共事業予算の積極的な確保をお願いします。
- 3か年の緊急対策で終わることなく、必要な事業費を確保するとともに事業量、整備時期を明確にした新たな5か年計画を策定し、計画的、継続的に事業実施をお願いします。
- 建設業が「地域の安全・安心の守り手」として、持続的に社会的役割を果たしているように、安定的・持続的な事業量の確保と地域間格差を解消し、地域建設業への受注機会の確保をお願いします。

2. 担い手の確保に向けた環境整備について

当協会会員企業における技術者・技能労働者数は、若手入職者の大幅減少もあり、ピーク時平成9年の半数に減少しています。担い手確保への取組により、減少傾向に歯止めがかかるものの、依然、品質確保への懸念とともに、技術・技能の承継が危ぶまれるなど、産業として存続が危惧される状態にあります。

技術・技能労働者の育成には一定の期間が必要であり、社会資本整備の担い手として、また、除雪・災害対応等地域を支える建設産業を構築するためには、将来を見据えた人材の確保・育成による「魅力ある建設産業づくり」が急務であります。

- 当協会では、週休2日制を最終目標として積極的に取り組んでおりますが、その実現に向けた「適切な工期設定」、「労務単価や現場管理費の更なる引き上げ」等の環境整備をお願いします。

- 週休2日制が当たり前として育ってきた若者に対して、建設業の週休2日の実現は不可欠です。そのため遅れている市町村事業も含む統一的土曜現場閉所日の設定・拡大をお願いします。
- これらの取り組みの市町村事業での実施の徹底の働きかけや、公共工事のみならず、民間工事を含めて積極的な取り組みをお願いします。

3. 施工時期の平準化の推進について

令和6年度からの建設業における時間外労働の上限規制導入を控える中、建設業の働き方改革を促進するため、改正品確法において施工時期の平準化が発注者の責務として明記されました。

積雪寒冷地では、天候が安定している第1四半期（4月～6月）に現地施工できることは、生産性の観点から企業経営に大きな影響を与えます。繰越制度や債務負担行為（ゼロ国債）の活用など発注者の御尽力により、国土交通省資料によると新潟県の平準化率（※）は、0.79（全国平均 0.65）で全国高位（平成30年度）となっており、深く感謝申し上げます。

一方、早期発注され4月～6月を工期期間に含む工事においても、特記仕様書に明示されたとおりの現場の施工条件が整わず、4月～6月に稼働できていない工事が早期発注工事等のうち約2割（新潟県建設業協会調べ）に及びます。また、市町村レベルでは、改善されてはきたものの、いまだに低い水準にあり、さらなる平準化の推進が必要とされるようです。

つきましては、施工時期の平準化をより一層推進していくため、以下について御検討くださるようお願いいたします。

- 工事発注前の確実な施工条件確認、条件が確実に整う期日の特記仕様書等への明示、余裕期間制度の活用をお願いします。
- 市町村に対する様々な機会を捉えた平準化の周知徹底をお願いします。
（平準化の意義と繰越制度等の活用）
（※）平準化率：4～6月期の工事平均月稼働件数／年度の工事平均月稼働件数

4. 監理技術者の専任義務緩和の運用について

本年10月1日に改正建設業法が施行となり、監理技術者の専任義務が緩和され、監理技術者を補佐する者を置いた場合は、監理技術者の複数現場（2現場）の兼務を認めることとされました。

近年、優秀な技術者の確保が厳しさを増す中、限られた技術者を効率的に配置できることで建設現場のさらなる生産性向上が図られるものであり、改めて感謝申し上げます。

改正法施行に合わせ「監理技術者制度運用マニュアル」が改定され、兼務できる工事現場の範囲（主要会議への参加や工事現場の巡回等が確実に実施できる範囲）や、発注者への事前説明（ICT活用など技術的な対応方針、監理技術者補佐との役割分担など）が追記されましたが、制度運用にあたり、以下について御検討くださるようお願いいたします。

- 監理技術者が兼務できる工事については、できる限り、すべての工事を兼務対象工事をお願いします。（常に技術上の監理が必要な一部工事は除く）
- 特例監理技術者及び監理技術者補佐の総合評価における「施工実績の工事での立場」での評価について柔軟な運用をお願いします。
※現状の評価加点は、現場代理人2点、監理技術者2点、担当技術者加点なし。
- 新潟県及び市町村への制度運用の指導、周知をお願いします。
- 現場工事が完了したにもかかわらず変更契約がされないため、完成検査が受けられず、工事によっては数カ月間監理技術者が専任で止まらざるを得ない状況にあります。
工事完了後の完成検査に立ち会うことを条件に、工事規模に関係なく他の工事の監理技術者の専任を可能とする千曲川河川事務所管内で実施した試行工事の全工事への適用をお願いします。

5. 道路除雪における新型コロナウイルス感染防止対策について

新型コロナウイルス感染症の再拡大が全国的に続いており、いまだ収束が見通せない状況となっております。

こうした中、北陸では冬場の降雪期を迎えることとなりますが、道路除雪作業の現場では、除雪機械オペレータの高齢化が進む一方で、若手オペレータの確保が大きな課題となっており、人員に余裕のない中で除雪体制を確保しているのが実状です。

仮に交代要員の余裕がない除雪現場で感染者が発生した場合には、除雪作業の実施が困難となり、地域経済や住民生活の維持に不可欠な道路交通が寸断される事態となることも懸念される所です。

つきましては、本格的な降雪期を迎えるに当たり、除雪現場における「三密」の回避等、新型コロナウイルス感染対策に十分にご配慮いただくようお願いいたします。

- 感染予防対策について
 - ①除雪基地における待機・内業時の感染防止対策
 - ②除雪車両内など作業中の感染防止対策
 - ③受発注者間の協議・打合せにおける Web 会議等の積極的活用
 - ④除雪作業従事者への PCR 検査等の優先実施の検討
- 感染者が発生した場合の対策について
 - ①除雪基地以外での待機など待機体制の事前調整
 - ②路線ごとの代替・応援体制など確保

【参考】除雪オペレータの高齢化状況（新潟県調査）

2015年度	30歳以下	222人	65歳以上	229人
2019年度	30歳以下	206人（-16人）	65歳以上	330人（+101人）